

令和9年度 学術的社会的連携・協力の推進事業（産学協力事業）公募に係る Q A

項番	事前質問	回答	備考
1	企業の他、自治体も参加が可能であるか。	（産学協力委員会） 自治体を日本学術振興会協会の会則第5条第1号に定める法人会員（産業界メンバー）とすることは可能です。また、自治体の方が日本学術振興会協会の会則第5条第2号に定める要件を満たすならば（例：公設試験研究機関の研究者等）個人会員となることは可能です。 （萌芽グループ） 公募要領6ページ等に記載があるように、萌芽グループは産学協力委員会への発展を想定した制度であり、自治体の参加に関しては上記産学協力委員会の回答に準じます。	R8.7.22公募説明会に当たっての事前質問
2	申請前に、メンバーが、その所属機関から参加承諾を得る必要があるか。また、採択後に所属機関から参加承諾を得られなかったために委員会等の設定を取り消されたことがあるか。	参加予定のメンバーに関して、その方の所属機関から申請前等、事前に参加承諾を得ることまでは求めています。一方で、構想調書の記載内容は審査の根拠であり、「委員会設定構想調書に関する作成要領」にあるように、産学協力委員会について、設定開始時点で、調書からの変更が2割以上行われた場合には、審査の根拠が問われることになり、設定を取り消すことがありますのでご注意ください。また、萌芽グループに関しても、設定開始時点で構想調書の内容から大幅な変更がある場合には確認等をさせていただくことがありますのでご注意ください。なお、設定時点において構想調書から会員名簿等が大きく変わったために設定を取り消したという事例はこれまでありません。	R8.7.22公募説明会に当たっての事前質問
3	本事業の採択がどういった成果につながっているのかの事例を伺いたい。	委員会内で形成された産学間のネットワークを基に共同研究が始まり、研究費の獲得（科研費やJST、NEDOの制度等）・製品開発・事業化等に繋がった事例があります。	R8.7.22公募説明会に当たっての事前質問
4	産学協力委員会の採択件数は何件くらいを想定しているのか。	10委員会程度を想定しています。	R8.7.22公募説明会に当たっての事前質問
5	萌芽グループについて、博士後期課程学生の移動交通費などが計上可能であるが、博士後期課程学生をメンバーとすることは可能であるか。	萌芽グループに関して、学界からのメンバーとして博士後期課程学生を入れることは可能です。	R8.7.22公募説明会に当たっての事前質問
6	萌芽グループに関して、当初の計画からグループへの参加者に変更（増員）があっても良いか。	増員に関しては可能です。（減員については【形式要件】に定める3名を下回ることはできません。）	R8.7.22公募説明会に当たっての事前質問
7	萌芽グループに関して、年間の打ち合わせ回数に制限があるか。	萌芽グループの【形式要件】に「メンバー全員を対象とする会議・研究会等（グループの運営に関する会議を除き、かつグループ内に閉じた開催に関するもの。）の開催計画数はオンライン形式の会議を含め、毎年度2回以上とすることが望ましい。」とするものはありますが、それ以外には特に制限はありません。	R8.7.22公募説明会に当たっての事前質問
8	萌芽グループに関して、会議参加者用に購入した飲み物や電車賃など領収書がない場合の支出において、出金伝票での支出も認められるか。	経理処理の詳細は、審査の結果、設定対象のグループ（や委員会）になった場合に別途通知予定ですが、例えば、飲み物代や鉄道賃を、証憑等をご提出いただいたうえで立て替え払いで経理処理することは可能です。	R8.7.22公募説明会に当たっての事前質問
9	萌芽グループについて、これまでの申請件数、採択件数を伺いたい。	応募件数に関しては公表はしておりません。萌芽グループは令和7年度設定分から開始したもののですが、現在まで設定されたグループはありません。	R8.7.22公募説明会に当たっての事前質問
10	萌芽グループと、既存の16の産学協力委員会との関係性について伺いたい。	既存の16の産学協力委員会と萌芽グループの間には特段の関係はなく、各々、独立したものです。公募要領6ページ等にあるように、萌芽グループは将来的に産学協力委員会に発展することを期待されていますが、当該グループの活動内容（や対応する分野）について、既存の産学協力委員会との関係で特段の制限等はありません。	R8.7.22公募説明会に当たっての事前質問
11	萌芽グループの要件にある「産学協力総合研究連絡会議等設置要項第8条」の具体的な文言について、どこに記載があるか伺いたい。	公募要領7ページをご参照ください。	R8.7.22公募説明会での質問
12	萌芽グループについて、学界側として1大学、産業界側として複数企業という形態で応募することは可能か。	応募可能です。	R8.7.22公募説明会での質問
13	萌芽グループについて、一般社団法人も参画可能か。	萌芽グループについて、一般社団法人の方を含めることは可能です。なお、項番1の回答も併せてご参照ください。	R8.7.22公募説明会での質問
14	萌芽グループについて、採択された場合、申請代表者の所属機関と学振の間で委託契約を締結することになるのか。	萌芽グループに選定後、当該グループの活動費用は、当該グループ代表者による手続き等を経て、学振から都度直接支出します。当該グループ代表者所属機関と学振の間で委託契約を締結する、というようなことはありません。	R8.7.22公募説明会での質問
15	現在設定中の産学協力委員会が本公募により応募し、審査の結果、令和9年度からの設定が継続して認められた場合、当該委員会の運営費を引き継ぐことは可能か。	所定の手続きを経た上で、R9年度から継続して設定する産学協力委員会に運営費を引き継ぐことは可能です。運営費の引継ぎ手続きに係る詳細は、設定対象に選ばれた後に対象の委員会に対して別途通知します。	R8.7.22公募説明会での質問
16	自治体や民間の助成制度等との併願は可能か。また、本事業に加え、他の複数の助成制度に採択された場合は、いずれかを辞退する必要があるか。	本事業は研究助成制度ではなくネットワーク形成等の場作りを支援する制度であるため、自治体や民間の研究助成等の制度に採択されたとしても、本事業（産学協力委員会・萌芽グループ）として特段辞退を求めるものではありません。	R8.7.22公募説明会での質問
17	採択された場合、年間活動成果についてどのような報告義務があるか伺いたい。	年間の活動報告書を毎年度提出いただきます。また、公募要領13ページにあるように、活動実績や成果、今後の方針等に関して意見交換を行うための報告会（委員会は設定期間4年目、グループは設定期間2年目）を実施します。	R8.7.22公募説明会での質問
18	活動計画を作成するに当たりKPIの記載は必要か。必要な場合、どのようなKPIがこれまでに記載されているか、あるいは本事業として求めている指標があるかという点を、可能な範囲で伺いたい。	会議・研究会等の開催回数に関しては、産学協力委員会・萌芽グループ共に活動要件中の【形式要件】（公募要領3ページ及び6ページ）に定めていますが、それ以外の特段の定めはありません。各委員会・グループの活動内容に沿って必要に応じて、適宜設定してください。	R8.7.22公募説明会での質問